

# 第1回「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」議事次第

平成 26 年 10 月 10 日  
午前 10 時 30 分～午前 12 時  
東京証券会館 5 階 第 1 会議室

## 1. 開会

## 2. 議事

(1) 懇談会の運営及び今後の進め方について (案)

(2) 国際金融センターとしての東京市場の現状について

【ゲストスピーカー】

野村證券 執行役員 寺口 智之 氏

## 3. 閉会

以 上

(配付資料)

資料 1 「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」の運営について (案)

資料 2 本懇談会の今後の進め方について (案)

資料 3 香港市場、シンガポール市場の国際金融センターとしての取組みと東京市場の現状

参考 1 「東京国際金融センター」の実現に向けた各種提言

参考 2 国際金融センターの比較

## 「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」の運営について（案）

平成 26 年 10 月 10 日

東京国際金融センターの推進に関する懇談会

「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）の運営については、懇談会設置要綱に定めるもののほか、次によるものとする。

### 1. 代理出席等

委員が懇談会を欠席する場合は、代理人を出席させ、又は書面により意見を提出することができる。

### 2. 議事の公開

懇談会は、非公開とする。

### 3. 議事要旨等の公表

(1) 事務局は、懇談会終了後、遅滞なく議事要旨を作成する。

(2) 委員は、議事要旨の確認を行い、必要な訂正等行うことができる。

(3) 議事要旨（発言者名を付さない）及び配付資料は、原則として日本証券業協会のホームページへの掲載により公表するものとする。ただし、懇談会の審議に支障を及ぼすおそれがあるものその他座長が必要と認めるときは、議事要旨及び配付資料の全部又は一部を削ることができる。

### 4. 対外公表

懇談会の内容については、必要に応じて、記者説明を行う。

### 5. その他

上記に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

以 上

## 本懇談会の今後の進め方について（案）

平成 26 年 10 月 10 日

東京国際金融センターの推進に関する懇談会

○ 本懇談会の当面（第 2 回～第 4 回）の進め方は、概ね以下のとおりとする。

### 1. 基本的な進め方

- 懇談会は、原則、2～3ヶ月に一回開催する。
- 各会合における検討テーマについて、プレゼンテーション及び意見交換を行う。

### 2. 主な検討テーマ

	主な検討テーマ
第 2 回会合	マーケット（債券、店頭デリバティブ取引等）、証券業者、海外プロモーション
第 3 回会合	マーケット（上場商品）、決済インフラ、発行体
第 4 回会合	資産運用、その他

以 上

# 香港市場、シンガポール市場の国際金融センターとしての の取組みと東京市場の現状

野村證券株式会社  
執行役員

寺口 智之

2014年10月10日

## 国際金融センターとしての評価

- 国際金融センターとしての評価において、香港やシンガポールは東京を上回る。
  - Z/Yenグループのグローバル金融センター指数では、2007年の公表以来、東京は常に香港、シンガポールを下回る評価。
  - 世界経済フォーラム(WEF)の2014-2015年度の国際競争力の評価においては、日本は総合指数ではアベノミクスの効果から香港を上回る順位となったものの、金融市場の発展度を表す指数に限ってみると16位にとどまっている。

グローバル金融センター指数 (GFCI) (2014年3月)

1位	ニューヨーク
2位	ロンドン
3位	香港
4位	シンガポール
5位	チューリッヒ
6位	東京
7位	ソウル
8位	ボストン
9位	ジェノバ
10位	サンフランシスコ

(出所) Z/Yen Group

国際競争力指数-金融市場の発展度 (2014-2015年)

1位	香港
2位	シンガポール
3位	ニュージーランド
4位	マレーシア
5位	フィンランド
6位	オーストラリア
7位	南アフリカ
8位	カナダ
9位	アメリカ
10位	ノルウェイ
⋮	⋮
16位	日本

(出所) World Economic Forum

## 国際的に競争力のある香港、シンガポールの税制

- 香港、シンガポールの税制は、国際的に比較して、法人税率が低く、所得税率も低いことが特徴。
  - 香港の税制は、税の種類が少なく仕組みも簡素。一方、シンガポールは多種多様なタックスインセンティブを手当て。

### 香港、シンガポールの税制の特徴

	法人税制	個人課税
香港	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人税率は16.5%</li> <li>● 課税対象は香港内源泉所得（オフショア所得は原則非課税）</li> <li>● キャピタル・ゲイン（投機を除く）、インカム・ゲインは非課税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人所得税の最高税率は17%（課税所得12万HKドル超の場合）</li> <li>● キャピタル・ゲイン、インカム・ゲインは非課税</li> <li>● 相続税・贈与税なし</li> </ul>
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人税率は17%</li> <li>● 課税対象は国内源泉所得、国外源泉所得のうち国内に送金された部分（国外の法人税率が15%以上の場合は免税）</li> <li>● キャピタル・ゲインは非課税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人所得税の最高税率は20%（課税所得32万Sドル超の場合）</li> <li>● キャピタル・ゲイン、インカム・ゲインは非課税</li> <li>● 相続税・贈与税なし</li> </ul>

（出所）MAS、E&Y、PWC、Deloitte、JETRO

# シンガポールの多様なタックス・インセンティブ

- シンガポールは、金融サービスを含む自国の発展に必要な特定の業種を誘致・支援するため、多種多様なタックス・インセンティブを用意

## 金融セクター・インセンティブ (FSI)

FSIスキーム	適用対象	法人税率
FSI-ST(スタンダード・ティア)	貸付および貸付に関連する活動、債券市場、株式市場、ファンド・マネジメント、デリバティブ、経営統括本部の活動に従事する金融サービス会社の適格業務	12%
FSI-FM(ファンド・マネジメント)	ファンド・マネジメントに従事する金融サービス会社の適格業務	10%
FSI-HQ(ヘッドクォーター・サービス)	シンガポールに経営統括本部を置く金融サービス会社の適格業務	10%
FSI-CM(キャピタル・マーケット)	債券市場、株式市場の業務に従事する金融サービス会社の適格業務	5%
FSI-CFS(クレジット・ファシリティ・シンジケーション)	クレジット・ファシリティ業務に従事する金融サービス会社の適格業務	5%
FSI-DM(デリバティブ・マーケット)	デリバティブ市場の業務に従事する金融サービス会社の適格業務	5%

(出所) MAS、E&Y、PWC、Deloitte

## 金融サービスを対象とするその他のタックス・インセンティブ

優遇税制	概要
適格債務証券(QDS)及びQDS+	一定要件を満たすQDSから生じる特定の収入に対する優遇措置を適用
シンガポール国債のプライマリー・ディーラーの優遇税制	プライマリー・ディーラーがシンガポール国債取引から得た所得を免税とする扱い
特別目的会社(SPV)の優遇税制	証券化のためのSPVを対象とする所得税の免除等
特殊な保険会社の優遇税制	テロ・リスク、政治リスク、エネルギー、航空・宇宙産業、農業に係るリスクに対する特殊な保険引受から得られる所得に対する免税
キャプティブ保険の優遇税制	キャプティブ保険会社が稼得した所得の免税
銀行に対する源泉税の自由化	海外にある支店・本店、海外の他の銀行への利子等に対する源泉税の免除
REITの優遇税制	SGXに上場されるS-REITから非個人・非居住者である信託所有者への分配に対して軽減税率を適用
OTCデリバティブの源泉税免除	金融機関が非居住者でシンガポール国内に恒久的施設を保有しない者との取引から生じる支払は源泉税を免除
プロジェクト・ファイナンスの優遇税制	適格プロジェクト債務証券からの利子所得の免除等
信託会社の優遇税制	外国投資信託に関して、非居住者に対する運用資産の保管・管理サービスの提供から得られる所得に対する軽減税率
ストラクチャード・プロダクトの免税スキーム	シンガポールの金融機関が提供するストラクチャード・プロダクトから得られる収入は一定の要件の下、免税の措置
オフショア保険ビジネスの優遇税制	オフショア生命保険等から生じた所得について軽減税率を適用
ファンド・マネジメント・インセンティブ	シンガポール・ベースのファンド・マネージャーが管理するファンドに対する税制優遇
エンジェル投資家へのインセンティブ	個人投資家によるスタートアップ企業への投資について、10万\$以上投資した場合に、投資保有2年間に投資額の50%の損金算入

(出所) MAS、Deloitte

## 香港、シンガポールのビジネス環境の優位性

- 香港やシンガポールでは、ビジネスの共通言語が英語であり、グローバル・スタンダードとなっている法制度、会計基準を採用している。

### ① アジアの情報が入りやすいこと

- 香港では、中国本土とのネットワークから情報を入手することができる
- シンガポールでは、中国本土および東南アジアの華僑のネットワークから情報が入る

### ② 英語による情報入手が容易であること

- ビジネスの共通言語が英語である
- 香港やシンガポールでは、有力な現地の英語メディアがある
  - － 香港：サウスチャイナ・モーニング・ポスト（South China Morning Post）
  - － シンガポール：ストレイツ・タイムズ（The Straits Times）

### ③ グローバル・スタンダードとなっている法制度・会計制度であること

- 香港やシンガポールは、歴史的な経緯もあり、英国法（コモン・ロー）をベースとしている
- 香港、シンガポールともに、国際会計基準（IFRS）に準拠している

# 金融人材の教育に力を入れるシンガポール

- シンガポールでは大学・大学院において多様な金融プログラムが提供され、金融のプロフェッショナルを育成するための教育が行われており、アジア各国から人材が集積している。

## 主要大学の金融関連コース

大学		NUS School of Business	NTU Business School	SMU Lee Kong Chian School of Business
学部	プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>Bachelor of Business Administration</li> <li>ファイナンス関連コースはコア課程 (1)、専門課程 (25)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Bachelor of Business</li> <li>ファイナンス・コースはコーポレート&amp;インベストメント・バンキング、ウェルス・マネジメント、アセット・マネジメント等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Bachelor of Business Management.</li> <li>その下にファイナンス関連コースはコア課程 (1)、専門課程 (12)</li> </ul>
	在籍学生数	1,795 人	3,668 人	2,919 人
修士	プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>Asia-Pacific EMBA (Chinese, English)</li> <li>International MBA</li> <li>MBA</li> <li>MSc (Business Analytics)</li> <li>MSc (Management)</li> <li>NUS-HEC MBA</li> <li>NUS-Yale MBA</li> <li>S3 Asia MBA</li> <li>UCLA-NUS EMBA</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>The NANYANG MBA</li> <li>Nanyang-Waseda Double MBA</li> <li>Nanyang EMBA</li> <li>Nanyang Fellows MBA</li> <li>MSc Financial Engineering</li> <li>MSc (Marketing &amp; Consumer Insight)</li> <li>南洋 EMBA</li> <li>金融硕士学位課程</li> <li>Nanyang EMBA</li> <li>Nanyang Fellow MBA</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EMBA</li> <li>Global Master of Finance Dual Degree</li> <li>IE-SMU MBA</li> <li>MSc of Applied Finance</li> <li>MBA</li> <li>MSc in Wealth Management, Innovation, Quantitative Finance, Management, Communication</li> </ul>
	在籍学生数	736 人	497 人	493 人
博士	プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>Doctor of Philosophy</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Doctor of Philosophy</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Doctor of Philosophy</li> <li>Executive PhD</li> </ul>
	在籍学生数	81 人	91 人	49 人 (うちファイナンス 18 人)
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>研究センター</li> <li>The Centre for Asset Management Research &amp; Investments (CAMRI)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NTU-SGX Centre for Financial Education</li> <li>Algorithmic Trading</li> <li>Global Oil Trading</li> <li>Open Enrollment Programme</li> <li>Financial Management</li> <li>Financial Trading</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Financial Training Institute</li> <li>FICS Certification Programs</li> <li>Specialist Workshops</li> </ul>

(出所) 各大学ウェブサイト

## MASが協力する大学のプログラム

協力大学	MAS からの支援策	大学の研究テーマやプログラム
■ リスク・マネジメントとウェルス・マネジメントの人材プールの拡大と高度化		
NUS -Risk Management Institute	<ul style="list-style-type: none"> <li>MAS が 1,000 万 S ドルの予算で Programme on Risk Management and Financial Innovation (RMI) を設置</li> <li>NUS と UC Berkeley の Haas School of Business が RMI プログラムの支援を受け共同で Berkeley-NUS Risk Management Institute を設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファイナンシャル・エンジニアリング、リスク・マネジメント認証等のエグゼクティブ・プログラムの提供</li> <li>ファイナンシャル・エンジニアリングの修士コースの提供</li> <li>ファイナンシャル・リスク・マネジメント、ファイナンシャル及びデリバティブ商品の数理的・統計的モデリング等の分野でのリサーチの実施</li> </ul>
EDHEC-Risk Institute	<ul style="list-style-type: none"> <li>MAS は自ら EDHEC を説得しシンガポールで Risk Institute の設置に支援を提供</li> <li>EDHEC - Risk Institute PhD プログラムには FSP を適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資マネジメントに関連するリサーチを実施</li> <li>3 年間のファイナンス PhD プログラムの提供</li> </ul>
NTU -Institute of Catastrophe Risk Management (ICRM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2008 年に NTU が ICRM 設立のアイデアを MAS に相談。MAS の支援を得て 2010 年に ICRM を設置</li> <li>研修コースの参加者は FTS を適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害誘因保険と再保険リスク、ソプリ・リスク、社会環境型リスクとその他非伝統的リスクに関するリサーチと研修コースの提供</li> </ul>
Wealth Management Institute (WMI)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2004 年に FSMCS の下、プライベート・バンカーを育成する WMI Certificate in Private Banking という研修プログラムを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウェルス・マネジメントに関する複数のコースを設置</li> <li>FSDF の支援</li> </ul>
■ ヘッジファンド、金融経済学等の専門分野に対して、金融人材の知識の向上と高度研究の実施		
SMU -BNP Paribas Hedge Fund Centre	<ul style="list-style-type: none"> <li>SMU と BNP Paribas が共同で 140 万 S ドルの資金で BNP Paribas Hedge Fund Centre を設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ASEAN のヘッジファンド産業に関するリサーチと関連トレーニングコースの提供</li> </ul>
SMU -Sim Kee Boon Institute for Financial Economics (SKBI)	<ul style="list-style-type: none"> <li>MAS は 2008 年から 750 万 S ドル (5 年間) をスポンサーする予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融経済学を中心にリサーチを実施</li> </ul>
■ 世界的な大学のリサーチ能力の活用により MAS が焦点を当てる分野における高度人材開発を促進		
INSEAD	<ul style="list-style-type: none"> <li>MAS は INSEAD 内での Asia-Pacific Institute of Finance (APIF) の設置を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガバナンス、リスク・マネジメント、コーポレート・ファイナンス、ウェルス・マネジメント等のマネジメントに関するリサーチ</li> </ul>

(出所) 各大学ウェブサイト、MAS

## 外国人が暮らしやすい香港、シンガポールの生活環境

- 香港、シンガポールでは、海外本社から派遣される「エキスパート」を含め、外国人が暮らしやすい生活・教育インフラが整っている。
  - 香港やシンガポールでは、ナニーやメイドを活用することが女性の社会での活躍の援けとなっている。

### 香港、シンガポールの生活・教育インフラ

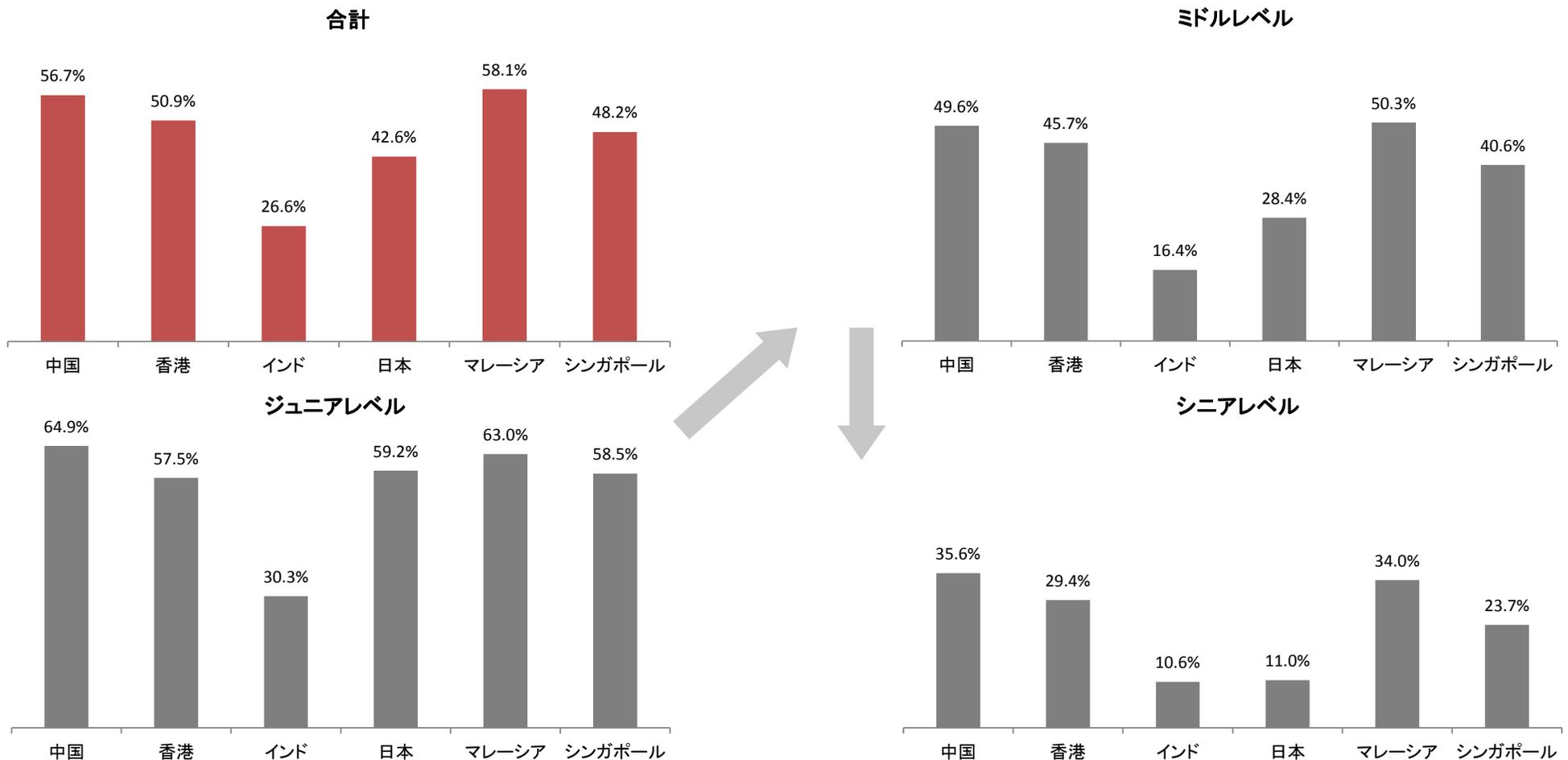
香港	シンガポール
<ul style="list-style-type: none"> <li>● インターナショナル・スクールは49校                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 最近、生徒受入れ余力が低下しており、そのことを理由に社員が香港赴任を拒否することを企業が深刻に懸念する事態となっている</li> </ul> </li> <li>● フィリピン等からの外国人のメイド、ナニーを受入れ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- Foreign Domestic Helperの最低賃金が月額4,110HKドル（月額報酬1.5万ドル以上の居住者が雇用可能）</li> </ul> </li> <li>● 英語が使える医療環境</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● インターナショナル・スクールは、米国系、欧州系、アジア系を合わせて34校あり、これらの学校の多くが国際バカロレアを採用</li> <li>● マレーシア等の近隣諸国から外国人のメイド、ナニーを受入れ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 月間800Sドル程度（給料450～500Sドル、雇用に係る賦課金はシンガポール市民120Sドル、非市民265Sドル）</li> </ul> </li> <li>● 英語が使える医療環境</li> </ul>

（出所）Bloomberg、香港政府、シンガポール政府等

# アジアにおける女性の社会進出

- グローバル企業約30社を対象とした女性の就業比率に関する調査によると、特にミドル層やシニア層で比較すると、香港やシンガポールは日本に比べて高い。

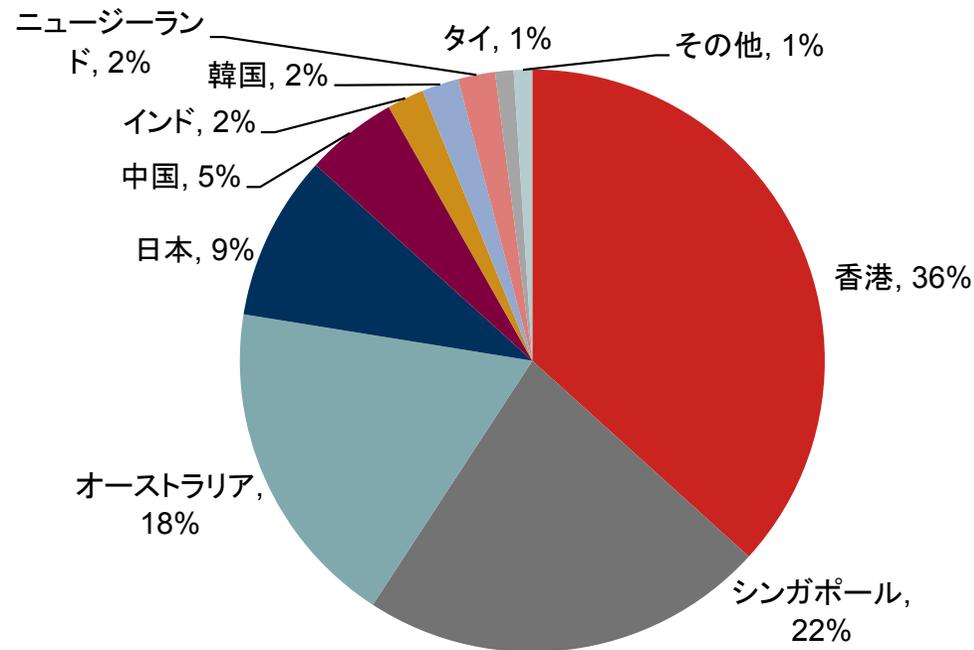
グローバル企業におけるアジア各国の女性就業比率（2014年）



## 機関投資家の香港、シンガポールへの集積

- ロングオンリーの運用会社やヘッジファンドは、香港やシンガポールに集積。
  - 特にシンガポールは、かつて当局がヘッジファンドの誘致を積極的に図っていたこともあり、ファンド・マネジメント会社のスタートアップが容易であった。

アジア太平洋地域のヘッジファンド・マネージャーの所在地（2013年9月）



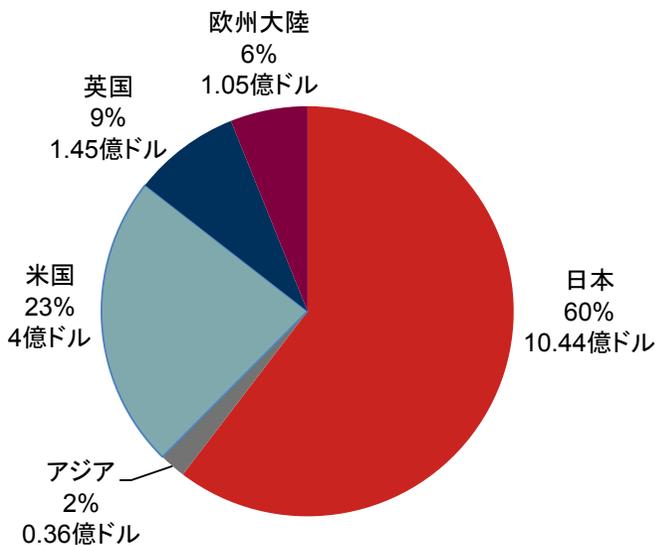
(出所) Preqin

## 日本株の投資家の変化

- 日本株の投資家は、かつては米国や欧州の投資家が相応の割合を占めていたが、最近ではアジアの投資家のプレゼンスが急速に増している。

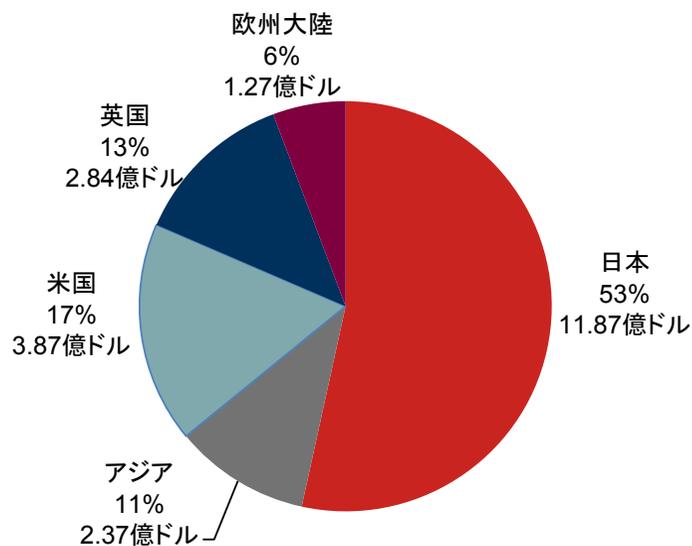
### 日本株コミッションにおける投資家地域別の割合

2001年



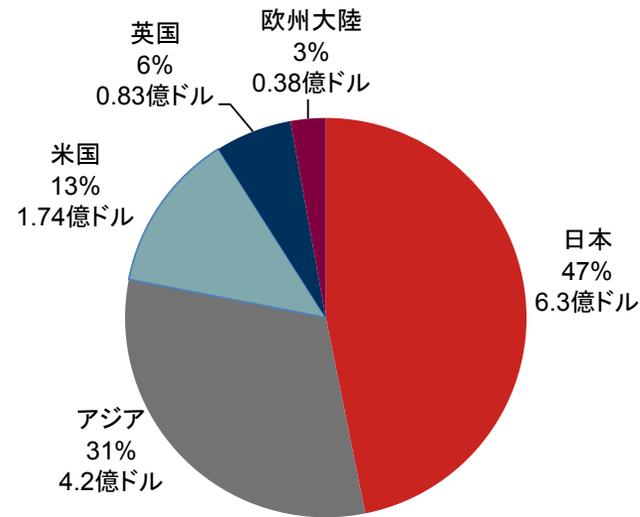
合計：17.3億ドル

2007年



合計：22.2億ドル

2013年

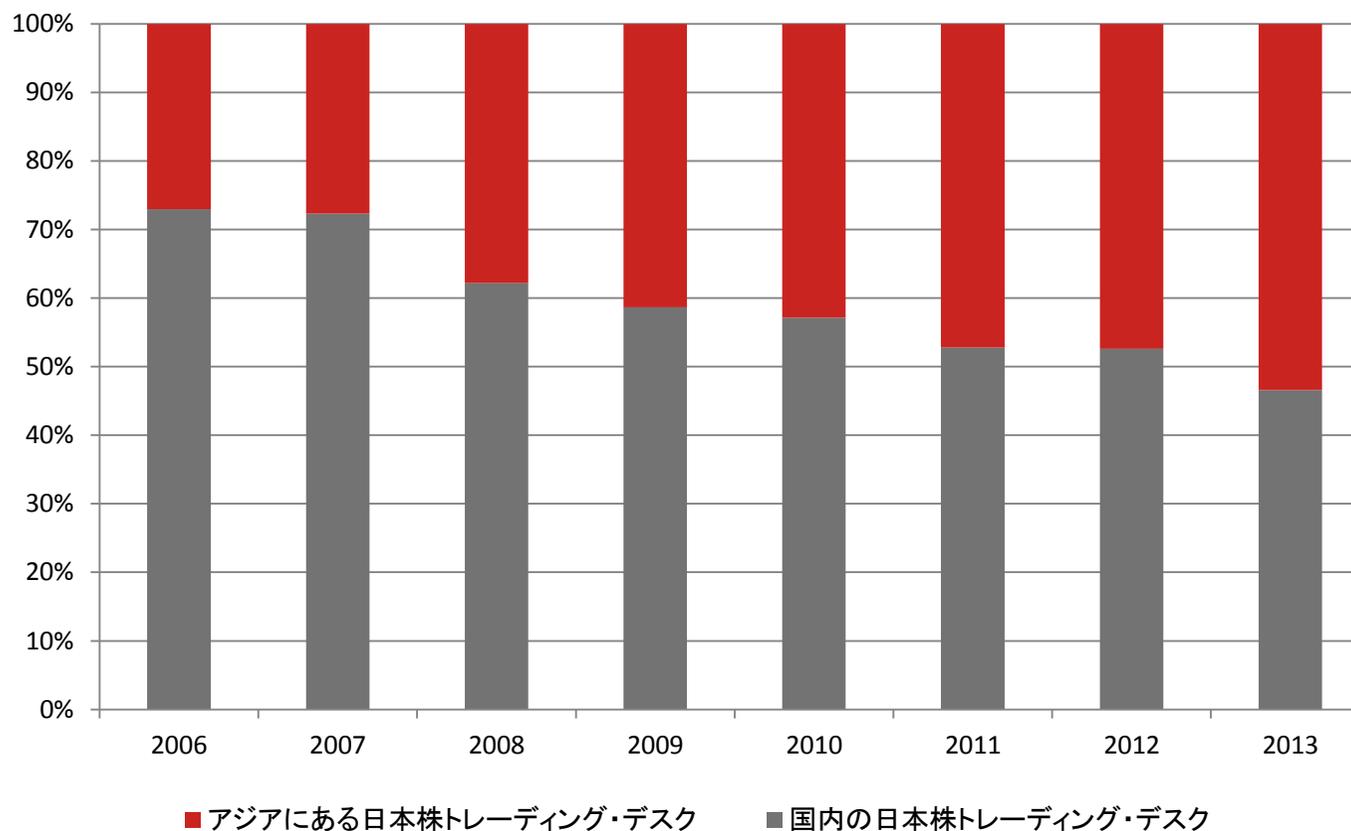


合計：13.4億ドル

## 運用拠点としての東京のプレゼンスの低下

- 金融危機以降、運用会社の日本株のトレーディング・デスクは、東京から香港、シンガポールに拠点を移す傾向が明らかになっている。

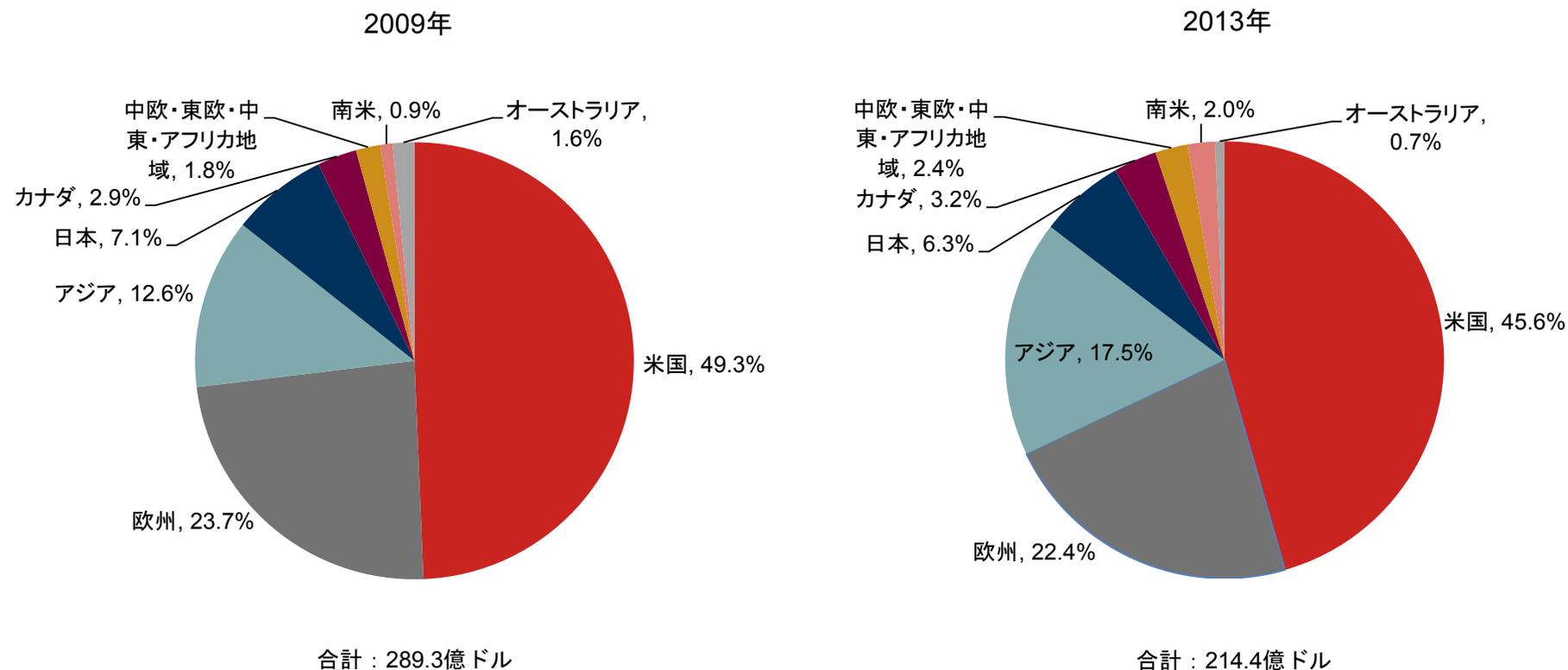
日本株トレーディング・デスクの推移（構成比）



## 存在感が増すアジア株

- 金融危機以降、アジア株に対する投資のデマンドは高まっており、グローバルでのコミッションの割合からも日本と合わせて欧州をも上回るものとなっている。

### グローバル株式コミッションの株式別の割合



(出所) Greenwich Associates

本資料は、ご参考のために野村証券株式会社が独自に作成したものです。本資料に関する事項について貴社が意思決定を行う場合には、事前に貴社の弁護士、会計士、税理士等にご確認いただきますようお願い申し上げます。本資料は、新聞その他の情報メディアによる報道、民間調査機関等による各種刊行物、インターネットホームページ、有価証券報告書及びプレスリリース等の情報に基づいて作成しておりますが、野村証券株式会社はそれらの情報を、独自の検証を行うことなく、そのまま利用しており、その正確性及び完全性に関して責任を負うものではありません。また、本資料のいかなる部分も一切の権利は野村証券株式会社に属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

「東京国際金融センター」の実現に向けた各種提言

平成 26 年 10 月 10 日

掲載資料	対象	投資家	運用会社		仲介者	マーケット（インフラ含む）		
			公的・準公的年金			上場	非上場	決済インフラ等
①「日本再興戦略」改訂 2014 - 未来への挑戦-			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ GPIF の基本ポートフォリオの見直しとガバナンス体制の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資信託の運用に係る透明性の向上</li> <li>・ 投資家の利益を第一に考えた投資商品の提供</li> <li>・ 受託者としての責務を果たすための環境整備</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東証上場インフラファンド市場創設のための制度整備 (2014 年内)</li> <li>・ インフラファンドやヘルスケア REIT の組成のための環境整備</li> <li>・ 総合取引所の可及的速やかな実現</li> <li>・ 電力先物・LNG 先物の上場</li> <li>・ JPX 日経インデックス 400 先物の早期上場支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ASEAN 諸国との債券発行に係る書類・手続きの共通化</li> <li>・ 日本国債を活用したクロスボーダー担保やクロスカレンシーレポの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証券決済等のインフラ整備</li> <li>・ 民間事業者によるアジア域内の ATM 相互接続</li> <li>・ 金融機関・企業等における資金・証券決済の高度化 (即時振込み、商流情報の拡張等) を図る (全銀協)</li> </ul>
②金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項 (提言) (金融・資本市場活性化有識者会合)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ GPIF 等公的・準公的資金のガバナンス体制構築、ポートフォリオ見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資運用会社と投資家の利益相反防止</li> <li>・ 投資家の利益を第一に考えた商品の開発・普及促進</li> <li>・ 運用人材の育成・確保等</li> <li>・ プロ向け投資運用業に係る運用財産規模 (200 億円) の制限緩和</li> <li>・ アジア地域への投資商品の提供拡大</li> <li>・ 運用財産相互間取引規制等の見直し</li> <li>・ 運用態勢、手数料、リスク・リターン等の定量的比較、運用状況の説明充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預り資産の増加にインセンティブが働く営業員の評価体系への移行推進</li> <li>・ IT によるペーパーレス化、マイナンバー制度の金融業務での積極活用を通じた業務効率化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インフラファンドの上場市場を東証において早期に創設</li> <li>・ コモディティ商品を含め、取引所の上場商品ラインナップの多様化</li> <li>・ 総合取引所の早期実現</li> <li>・ ヘルスケア REIT の更なる上場推進や普及・啓発等</li> <li>・ JPX 日経インデックス 400 先物の早期上場支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グローバルベースの資金・証券管理 (国債レポ等) 等の実現</li> <li>・ ASEAN 諸国との債券発行に係る書類・手続きの共通化の推進</li> <li>・ 東京市場における外貨建債券の発行・流通</li> <li>・ アジア債券市場育成イニシアティブ (ABMI) の推進</li> <li>・ 銀行本体で認められるイスラム金融取引の明確化</li> <li>・ 社債市場改革 (信用力が相対的に低い企業による社債市場へのアクセス拡充等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 域内のクロスボーダー債券決済インフラの構築</li> <li>・ 東京市場における外貨取引の決済銀行 (クリアリングバンク) 業務の推進</li> <li>・ 民間事業者のアジア域内の ATM 相互接続</li> <li>・ 国内決済や企業間決済の高度化、商流情報の拡張 (全銀協)</li> <li>・ 証券決済期間の短縮化</li> </ul>
③「東京国際金融センター」構想に向けた取組 (東京国際金融センター検討タスクフォース会議)						<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京プロボンド市場への都外債のダブル上場</li> <li>・ ヘルスケア REIT の普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人向け都債の見直し</li> <li>・ リバースモーゲージの普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外の通貨・債券等の取引・決済を行うためのインフラ整備</li> </ul>
④東京金融シティ構想の実現に向けて (シンクタンク 3 社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外投資家の日本国債の保有促進、担保としての活用促進</li> <li>・ 職域 NISA の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金の運用多様化、外貨準備の有効活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アセットマネジメント (資産運用) 業に係る専門人材の育成、アセットマネジメント業の集積</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場インフラファンド市場の整備</li> <li>・ ヘルスケア REIT の市場拡大、REIT 市場のグローバル化</li> <li>・ 総合取引所の実現</li> <li>・ LNG や電力等の市場育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本版 UPREIT 制度の創設</li> <li>・ 日本国債を担保とした現地通貨建て資金供給の仕組みの拡充</li> <li>・ クロスボーダーでの債券発行のインフラ整備</li> <li>・ 個人向け物価連動国債、リバースモーゲージの提供</li> <li>・ 五輪債 (オリンピックチケット付き)、物価連動都債の起債検討</li> <li>・ 東京市場におけるイスラム金融の研究促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドル・ユーロ・人民元建て証券決済 (DVP 決済) の仕組み構築</li> <li>・ 人民元クリアリング・バンク設置</li> <li>・ 国債の決済期間の短縮 (T+1) 等の着実な実行</li> </ul>	

「東京国際金融センター」の実現に向けた各種提言

平成 26 年 10 月 10 日

掲載資料	対象	投資銀行等	発行会社	海外プロモーション	人材	金融行政・規制	税制等	都市・ビジネス環境
①「日本再興戦略」改訂 2014 - 未来への挑戦-			<ul style="list-style-type: none"> <li>「コーポレートガバナンス・コード」の策定</li> <li>経営評価指標（グローバルベンチマーク）の設定</li> <li>持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家との対話の促進</li> <li>IFRS の任意適用企業の拡大促進</li> <li>私的整理を含め、企業再生に関する法制度や実務運用見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外に対してプロモーションを行う「日本版メイヤー」の設置等を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学改革プランに掲げられた目標達成に向けた実施と更なる改革の実現に向けた取り組み</li> <li>グローバル化等に対応する人材を育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>英語によるワンストップでの行政対応（法令等の照会）</li> <li>金融関係法令・ガイドライン等の英語版の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税改革（国際的に遜色ない水準まで引き下げ）に着手</li> <li>NISA の制度趣旨や利用者ニーズを踏まえた施策の推進</li> <li>確定拠出年金制度全体の運用資産選択の改善、ライフスタイルの柔軟性への対応等（マッチング拠出制限額の取扱いや中小企業への普及等）</li> </ul>	
②金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（金融・資本市場活性化有識者会合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内インフラ投資の効率化のための PPP/PFI の活用</li> <li>東京プロボンド市場での DBJ の活用及び必要な規制の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーポレートガバナンス・コードの検討</li> <li>多数決により私的整理を成立させる枠組みの検討</li> <li>社外取締役の導入促進</li> <li>企業経営の選別・集中構造改革に向けた取り組み</li> <li>日本版スチュワードシップコードの更なる定着</li> <li>IFRS 任意適用の着実な積上げ等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対外発信力の強化に向け、海外のオピニオン・リーダーへ常時、正確な情報の提供</li> <li>国際的な影響力のあるオピニオン・リーダーの育成（対外発信するための場の設定等を含む）</li> <li>産官学が一堂に会する日本版ダボス会議、チャタムハウスの創設等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融経済教育の推進</li> <li>大学・大学院におけるファイナンス・運用専門カリキュラムの設置</li> <li>国際即戦力育成インターンシップ事業等、金融分野のグローバル人材の裾野拡大</li> <li>初等中等教育における英語の重視や大学の国際化</li> <li>金融機関から積極的な海外拠点等への職員派遣</li> <li>金融における IT 人材の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁のベターレギュレーションの一層の推進、金融行政窓口のワンストップ化・英語化</li> <li>上場会社役員等の持株促進、インサイダー取引規制の見直し等</li> <li>クロスボーダー発行企業破綻時の取扱いを含めた法的安定を高める</li> <li>金融関係法令・ガイドライン等の英語化の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NISA の制度趣旨や利用者ニーズを踏まえた施策の推進</li> <li>確定拠出年金等の更なる普及・利用促進に向けた制度改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務・経理・コンサルティング等の関連サービスの供給体制及び機能の強化、利用しやすい行政窓口の整備、IT 環境の充実等</li> <li>外国人メイドの雇用促進、配偶者の在留資格許可の条件の緩和等</li> <li>海外の金融機関や運用機関の拠点誘致</li> <li>空港アクセスの改善、インターナショナルスクールや英語診療可能な病院の充実等</li> </ul>	
③「東京国際金融センター」構想に向けた取組（東京国際金融センター検討タスクフォース会議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>都の施策に資する官民連携ファンドの推進</li> <li>都用地等を活用した PPP の事業機会の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーポレートガバナンス強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際金融会議の開催・誘致</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融専門人材等の育成</li> <li>グローバル人材の育成（英語教育の充実）</li> <li>初等中等教育における金融教育の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融関連法規やルールの英語での提供、英語行政窓口（ワンストップ窓口）の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特区内に新規設立される多国籍企業の日本法人に対する法人税減免</li> <li>エンジェル税制適用対象要件の緩和</li> <li>法人版エンジェル税制適用対象拡充</li> <li>パテントボックス税制の導入等</li> <li>NISA の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度金融人材が暮らしやすい生活環境の整備（英語表記、交通利便性、医療、学校等）</li> <li>高度金融人材の受入促進（高度人材ポイント制度）</li> <li>企業と投資家の交流拠点の活性化</li> </ul>	
④東京金融シティ構想の実現に向けて（シンクタンク 3 社）	<ul style="list-style-type: none"> <li>PFI（コンセッション方式）の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業のコーポレートガバナンス強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本版メイヤー」を設置し、プロモーション活動を積極化</li> <li>内外の情報の発信・交換・共有の場（日本版チャタムハウス）を提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中高大等における金融教育の拡充</li> <li>関係省庁と実務担当者の連絡会の設置等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>英語による行政サービスの提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都独自減税（法人事業税等の減税、アセットマネジメント業者への税制優遇措置）の実施</li> <li>NISA の恒久化等使い勝手向上</li> <li>確定拠出年金制度の拡充・改善（特別法人税廃止、拠出限度額引上げ、加入対象者拡大、中途解約要件緩和、デフォルトファンド設定等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特区内の建築規制緩和</li> <li>サーバー、バックオフィス等インフラ整備</li> <li>家事使用人（ナニー）帯同の容易化、英語での医療サービス提供</li> </ul>	

（注）次の項目については表中に掲載していない。：観光等訪日外国人の増加、本邦企業の海外展開支援、海外インフラ投資、金融機関の融資、地域ビジネス関係、女性登用、アジア諸国への協力（通貨スワップ協定等）、ベンチャー企業育成（税制除く）、公認会計士資格の魅力向上、金融商品取引業者の事業年度規制見直し等

# 国際金融センターの比較

平成26年10月10日

東京国際センターの推進に関する懇談会

# 目次

## 1. 国際金融センター ランキング

- (1) 主要ランキングの比較
- (2) グローバル金融センター指数(GFCI)
- (3) 新華/ダウ・ジョーンズ国際金融センター開発指数(IFCD)
- (4) 金融発達指数(FDI)

## 2. 金融市場の比較

- (1) 主要取引所の株式取引(2014年6月末)
- (2) 主要取引所時価総額の推移
- (3) 主要取引所株式売買代金の推移
- (4) 主要取引所上場企業数の推移
- (5) 主要取引所グループのデリバティブ取引高(2013年)
- (6) 外貨取引規模の推移(一日平均取引高)
- (7) 基礎的経済指標(2013年)

# 1. 国際金融センター ランキング

## (1) 主要ランキングの比較

ランキング	グローバル金融センター指数 2014年9月	新華/ダウ・ジョーンズ 国際金融センター開発 指数 2013年	金融発達指数 2012年
ニューヨーク (米国)	1	1	2
香港	3	3	1
シンガポール	4	5	4
ロンドン(英国)	2	2	3
東京(日本)	6	4	7

## (2) グローバル金融センター指数 (GFCI)

順位	2011年3月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2014年9月
1	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ニューヨーク	ニューヨーク
2	ニューヨーク	ニューヨーク	ニューヨーク	ロンドン	ロンドン
3	香港	香港	香港	香港	香港
4	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール
5	上海(同点5位)	東京	チューリヒ	チューリヒ	サンフランシスコ
6	東京(同上)	チューリヒ	東京	東京	東京
7	シカゴ	シカゴ	ジュネーブ	ソウル	チューリヒ
8	チューリヒ	上海	ボストン	ボストン	ソウル
9	ジュネーブ	ソウル	ソウル	ジュネーブ	ボストン
10	シドニー(同点10位)	トロント	フランクフルト	サンフランシスコ	ワシントンDC
	トロント				

	資産運用	銀行業務	政府&規制	保険	業界向けサービス	人的資源	ビジネス環境	金融セクターの発展	インフラ	評判・一般的事項
ニューヨーク	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1
ロンドン	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2
香港	3	3	3	5	3	3	3	3	3	3
シンガポール	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4
東京	5	5	7	8	-	5	6	5	5	7

### (3) 新華/ダウ・ジョーンズ国際金融センター開発指数 (IFCD)

順位	2010	2011	2012	2013
1	ニューヨーク	ニューヨーク	ニューヨーク	ニューヨーク
2	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン
3	東京	東京	東京	香港
4	香港	香港	香港	東京
5	パリ	シンガポール	シンガポール	シンガポール
6	シンガポール	上海	上海	上海
7	フランクフルト	パリ	フランクフルト	パリ
8	上海	フランクフルト	パリ	フランクフルト
9	ワシントン	シドニー	チューリッヒ	シカゴ
10	シドニー	アムステルダム	シカゴ	シドニー

都市	金融市場	成長発展	産業支援	サービスレベル	一般環境
ニューヨーク	1	4	1	1	2
ロンドン	2	3	2	2	1
香港	4	2	4	4	3
東京	3	7	3	3	4
シンガポール	5	5	6	5	5

出典: "Xinhua-Dow Jones International Financial Centers Development Index"

## (4)金融発達指数(FDI)

順位	2008	2009	2010	2011	2012
1	米国	英国	米国	香港	香港
2	英国	オーストラリア	英国	米国	米国
3	ドイツ	米国	シンガポール	英国	英国
4	日本	シンガポール	香港	シンガポール	シンガポール
5	カナダ	香港	オーストラリア	オーストラリア	オーストラリア
6	フランス	カナダ	カナダ	カナダ	カナダ
7	スイス	スイス	オランダ	オランダ	日本
8	香港	オランダ	スイス	日本	スイス
9	オランダ	日本	日本	スイス	オランダ
10	シンガポール	デンマーク	ベルギー	ノルウェイ	スウェーデン

	制度環境	ビジネス環境	金融の安定性	銀行の金融サービス	銀行以外の金融サービス	金融市場	金融アクセス
香港	9	2	8	1	10	4	4
米国	13	13	38	21	1	1	5
英国	2	8	43	2	3	2	12
シンガポール	1	1	3	10	12	3	14
日本	15	19	19	3	6	5	27

出典：世界経済フォーラム "Financial Development Report"

## 2. 金融市場の比較

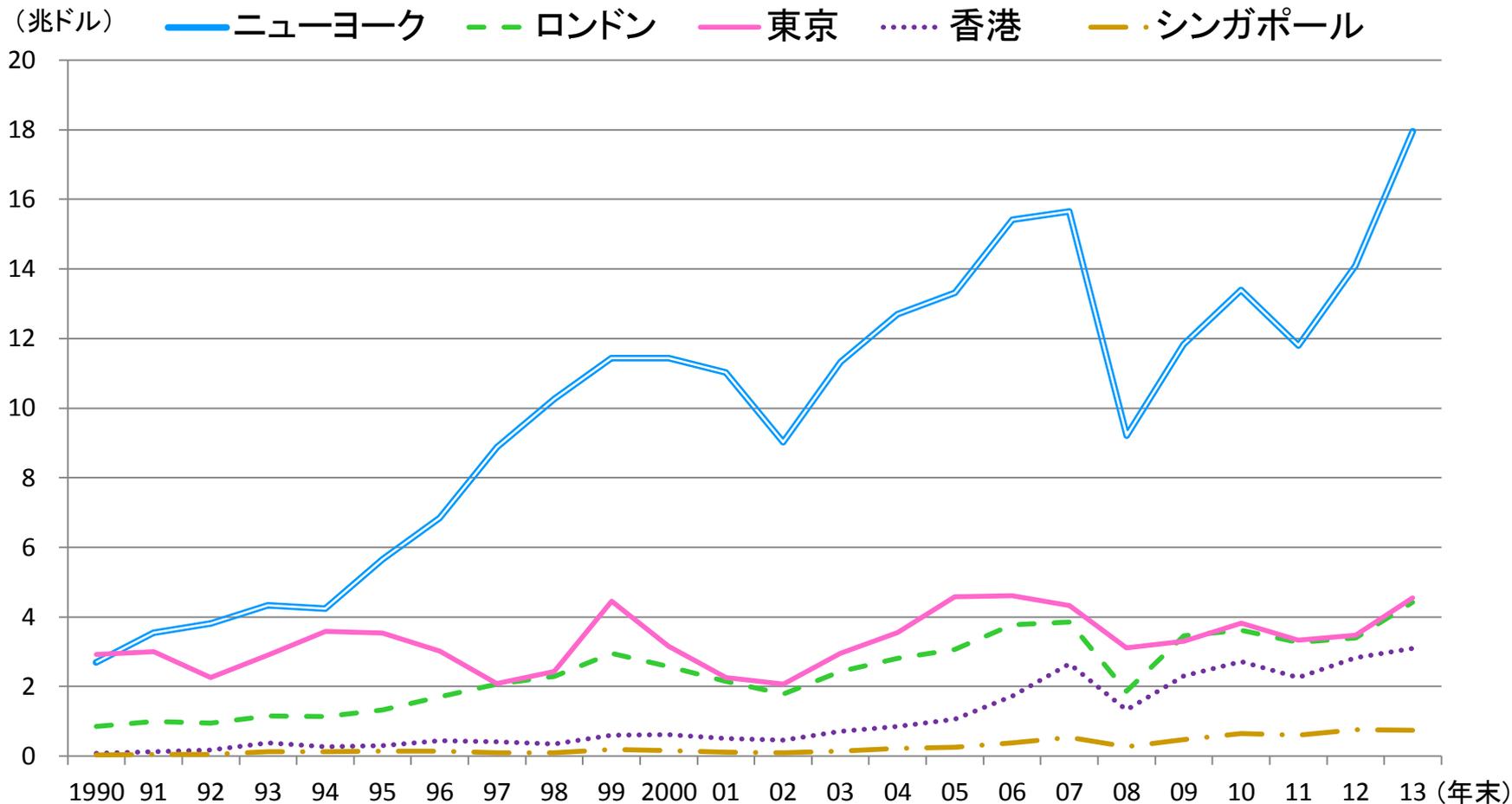
### (1) 主要取引所の株式取引（2014年6月末）

（100万ドル、社）

取引所	時価総額	売買代金	上場企業数（うち外国会社数）	
ニューヨーク	19,178,094	1,210,455	2,424	(525)
東京	4,624,444	465,767	3,432	(12)
ロンドン	4,560,056	222,055	2,772	(562)
香港	3,089,438	93,458	1,689	(91)
シンガポール	811,748	16,466	766	(288)

出典：国際取引所連合

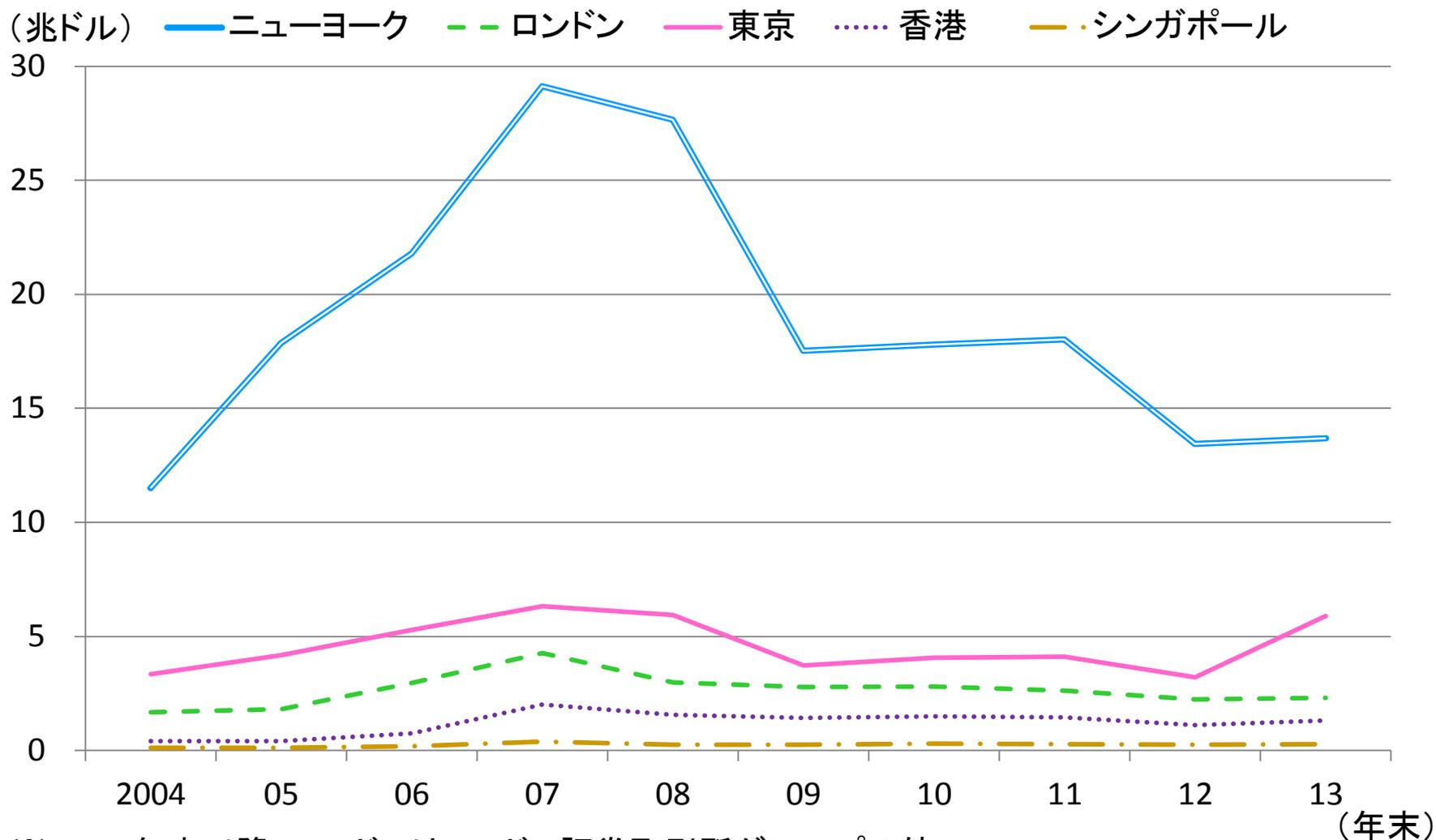
## (2) 主要取引所時価総額の推移



※ 2009年末以降、ロンドンはロンドン証券取引所グループの値  
 ※ 2013年6月以降、東京は大証の現物市場が東証に統合された値

出典：国際取引所連合

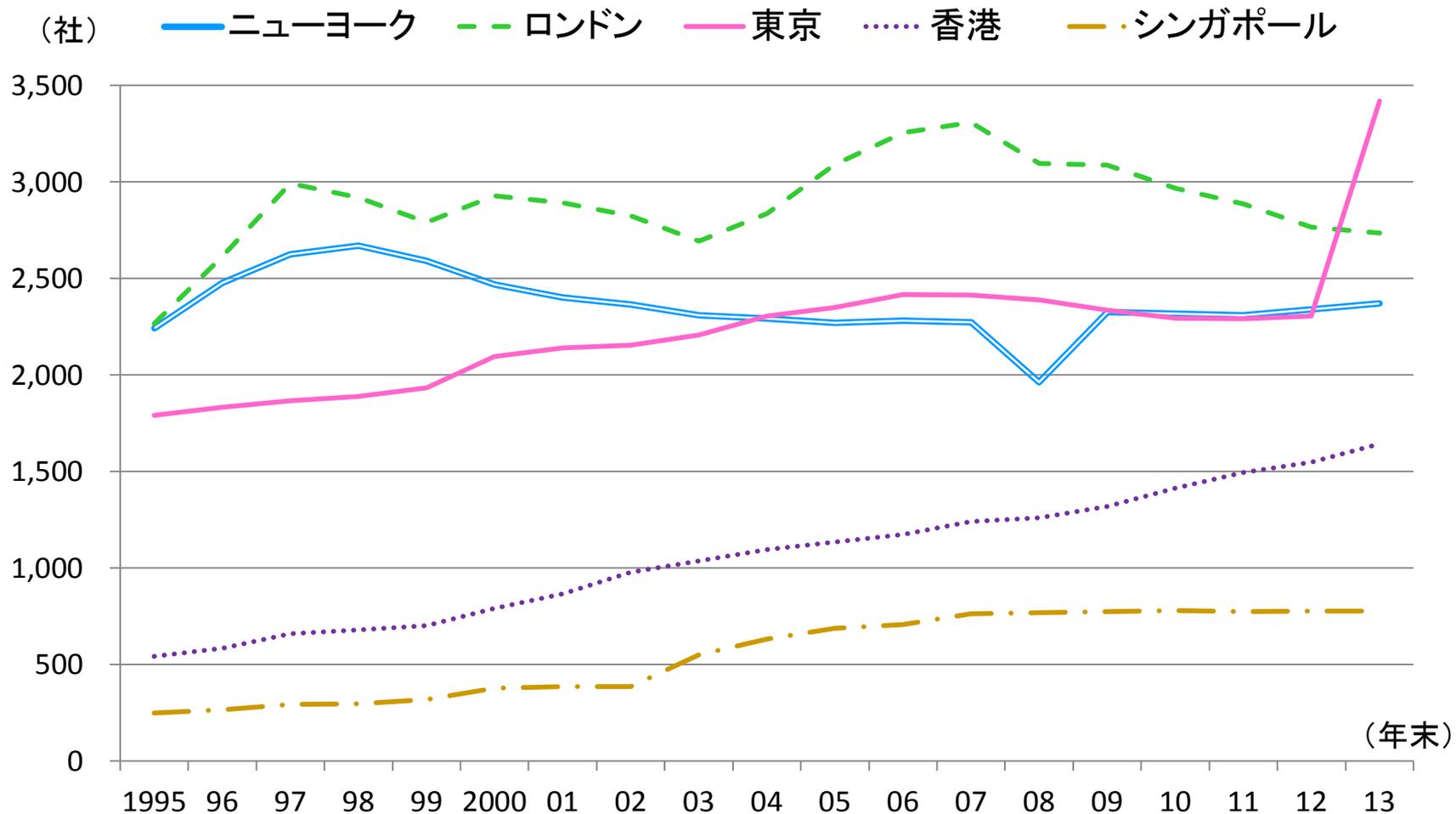
# (3) 主要取引所株式売買代金の推移



※ 2009年末以降、ロンドンはロンドン証券取引所グループの値  
※ 2013年6月以降、東京は大証の現物市場が東証に統合された値

出典：国際取引所連合<sup>8</sup>

# (4) 主要取引所上場企業数の推移



※ 2009年末以降、ロンドンはロンドン証券取引所グループの値  
 ※ 2013年6月以降、東京は大証の現物市場が東証に統合された値

出典：国際取引所連合

# (5)主要取引所グループのデリバティブ取引高 (2013年)

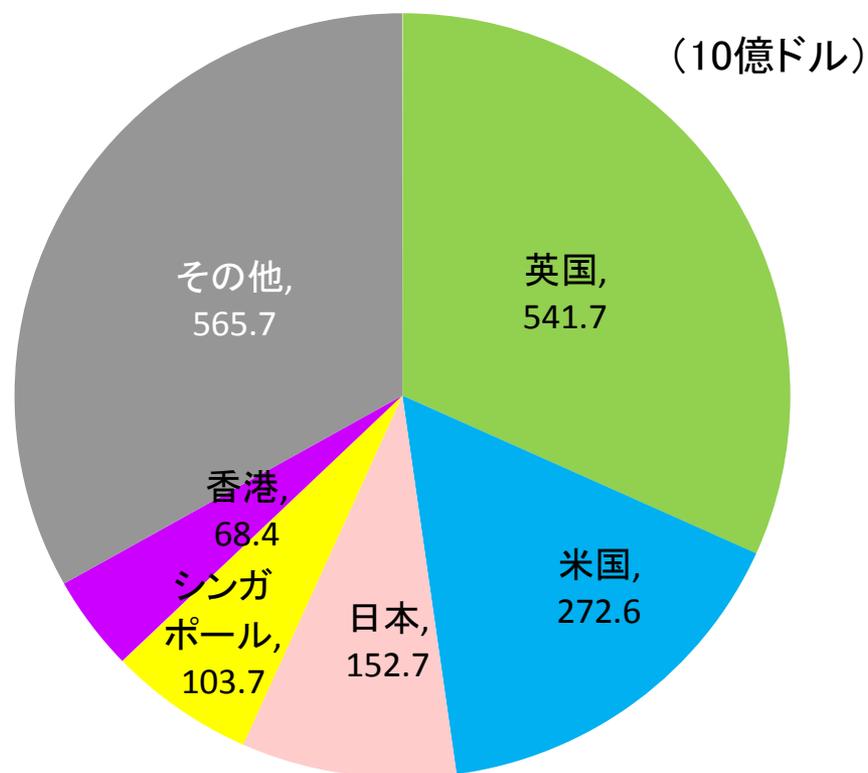
(100万枚)

順位	取引所グループ	国・地域	取引高
1	CMEグループ	米国	3,161
2	インターコンチネンタル取引所(ICE)	米国	2,807
3	ユーレックス取引所	ドイツ	2,190
4	インド国立証券取引所	インド	2,135
5	サンパウロ証券・商品・先物取引所	ブラジル	1,603
6	シカゴ・オプション取引所	米国	1,187
7	ナスダックOMX	米国	1,142
8	モスクワ取引所	ロシア	1,134
9	韓国取引所	韓国	820
10	マルチ商品取引所	インド	794
11	大連商品取引所	中国	700
12	上海期貨交易所	中国	642
13	鄭州商品取引所	中国	525
14	日本取引所グループ	日本	366
15	香港取引所	香港	301
23	シンガポール取引所	シンガポール	112
29	ロンドン証券取引所グループ	英国	50

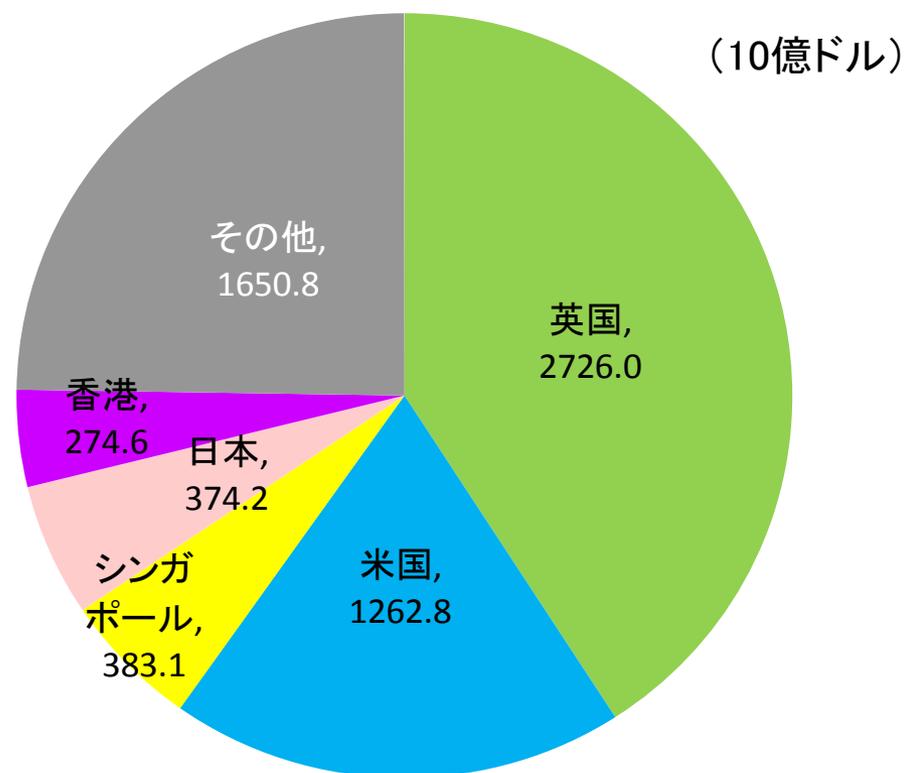
出典: Futures Industry Association 「FIA ANNUAL VOLUME SURVEY」(2013)

# (6) 外貨取引規模の推移 (一日平均取引高)

2001年



2013年



出典: 国際決済銀行

「Triennial Central Bank Survey of Foreign Exchange and Derivatives Market Activity 2013」 11

# (7) 基礎的経済指標(2013年)

	米国	日本	英国	シンガポール	香港
名目GDP総額 (100万ドル)	16,799,700	4,901,530	2,533,916	295,744	273,658
一人あたりのGDP(名目) (ドル)	53,101	38,491	39,567	54,776	37,777
実質GDP成長率(%)	1.9	1.6	1.7	4.1	2.9
輸出額(100万ドル)	1,589,664	719,200	541,883	410,286	458,959
輸入額(100万ドル)	2,293,574	838,900	654,311	373,022	523,558

出典: JETRO